

静岡県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、告示する。

令和6年4月23日

静岡県知事 川勝平太

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業種類 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------------|----------------------|---|----------------------------|--------------------------|--------------|
| ハートセンター 磐田 | 磐田市 見付 1819-91 | 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人社団直心会 ハートセンター 磐田 | 磐田市 見付 1819-91 | 令和5年 6月1日 |
| ファミリー薬局 二之宮 | 磐田市 二之宮 浅間6-1 | 居宅療養管理指導 | 有限会社 国府台薬局 | 磐田市 国府台 94-3 | 令和6年 1月1日 |
| 医療法人社団 志太記念 脳神経外科 | 焼津市 小柳津 371-1 | 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション | 医療法人社団 志太記念 脳神経外科 | 焼津市 小柳津 371-1 | 令和5年 7月1日 |
| ファミリー ドラッグシーズ 薬局 鷺津店 | 湖西市 鷺津 1144-1 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 | 株式会社 ココカラファイ ンヘルスケア | 横浜市港北区 新横浜三丁目 17-6 | 令和6年 2月1日 |

=====

静岡県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、告示する。

令和6年4月23日

静岡県知事 川勝平太

| 事業所の名称 | 事業種類 | 事業者の名称 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|--|---|----------------------------|------|--------|-------|---------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| デイサービス らいらく 竜洋 | 通所介護、 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 | 株式会社 泰成 | 管理者 | 林 友妃 | 伊藤 一美 | 令和5年 4月24日 |
| アクタガワ 生活リハ ビリティ小石川 デイサービ スセンター | 通所介護 | 株式会社 アクタガワ | 管理者 | 田辺 孝丞 | 蒔田 瞬 | 令和6年 2月1日 |
| まごころの 家*岡出山 | 小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護 | 株式会社 まごころ 介護サービ ス | 管理者 | 森山 潤 | 渡部 和己 | 令和6年 2月15日 |
| 杏林堂薬局 袋井旭町 店 | 居宅療養管 理指導、介 護予防居宅 療養管理指 導 | 株式会社 杏林堂薬局 | 管理者 | 中村 龍之介 | 竹内 嵩 | 令和5年 12月1日 |
| 杏林堂薬局 袋井国本 店 | 居宅療養管 理指導、介 護予防居宅 療養管理指 導 | 株式会社 杏林堂薬局 | 管理者 | 青沼 優美 | 都田 晃希 | 令和5年 12月1日 |

| | | | | | | |
|---------------|-----------------------|---------------------|-----|-------|-------|--------------|
| そうごう 薬局菊川店 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | 総合 メディカル 株式会社 | 管理者 | 西田 真規 | 井戸 祐希 | 令和6年 2月1日 |
| 杏林堂薬局 吉田店 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | 株式会社 杏林堂薬局 | 管理者 | 岸 秀樹 | 和泉 賢吾 | 令和6年 2月1日 |

=====

静岡県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、告示する。

令和6年4月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業種類 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|---------------------|-----------------------|--------------|----------------------|---------------|
| さくら薬局 藤枝高柳店 | 藤枝市 高柳 1296-1 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | クラフト 株式会社 | 東京都千代田区丸の内 一丁目1-1 | 令和6年 2月29日 |